

岩手県最低賃金が821円 に改正されています

岩手県の最低賃金が引き上げられました。

☆1時間当たり821円になりました。

☆引き上げ額は28円です。

☆10月2日（土）から適用されています。

最低賃金は時給額で発表されていますが、月給や日給の場合にも適用されます。月給・日給それぞれの1時間当たりの金額を計算して、下回らないように注意してください。

正社員、契約社員、パート、アルバイトを問わず、岩手県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合は、最低賃金法に罰則（50万円以下の罰金）が定められ、特定（産業別）最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合は、労働基準法に罰則（30万円以下の罰金）が定められています。

年末商工金融110番

11月1日（月）～12月28日（火）
平日 午前9時～午後5時

岩手県と商工会では、年末の資金需要期に備えて、各金融機関や中小企業支援機関等と連携して「年末商工金融110番」を設置しました。

コロナ禍の影響により、例年以上に資金面での課題も大きくなっていると考えられるため、例年より1カ月早い11月1日（月）に開設されました。

相談窓
□ 県庁経営支援課
019-629-5541、5542
沿岸広域振興局宮古地域振興センター
0193-64-2211
田野畑村商工会 34-2304

消費税インボイス制度 登録申請受付開始

消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が令和5年10月1日から始まります。

令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者」の登録を受けるためには、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

税務署では、令和3年10月1日に登録申請書の受付を開始しています。

現在は、基準期間の売上が1,000万円以下の事業者は、消費税の納付を免除されています。

インボイス制度が始まれば、取引相手事業者から「適格請求書」を求められる可能性があります。

免税事業者や消費者など、「適格請求書」発行事業者以外の方から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができないためです。

しかし、免税事業者のままでは「適格請求書」を発行できません。

「適格請求書」を発行するためには、免税事業者も課税事業者になる必要があります。

適格請求書発行事業者になると、基準期間の課税売上が1,000万円以下でも消費税の申告・納付が必要になります。

取引相手が「適格請求書」を必要としない個人や一般消費者だけの場合は、免税事業者のままでも特に問題はないようです。

※インボイス制度の登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

裏面もご覧ください。

福島第一原発 ALPS 処理水 処分基本方針説明会

本年4月、国において福島第一原子力発電所 ALPS 処理水を2年後をめどに海洋放出する基本方針が決定されました。

この方針決定について、検討過程や安全性、海洋放出によらない新たな処分方法の検討、風評対策などについてさらなる説明を求める声が上がっています。

岩手県では、この基本方針について資源エネルギー庁から説明を受ける場を設定しました。

1 日時及び場所

(1) 令和3年11月18日(木)

午後1時30分～午後3時45分
いわて県民情報交流センター「アイーナ」804会議室(盛岡市)

(2) 令和3年11月19日(金)

午前10時～午後0時15分
宮古市民文化会館中ホール(宮古市)

※(1)(2)とも説明は同一内容

2 参集予定者

市町村、農林水産業関係団体、商工関係団体、観光・旅館業関係団体、消費者団体など

3 出席申込

出席希望者は、①出席者職氏名、②希望会場、③質問事項(あれば)を、11月8日(月)【厳守】までに田野畑村商工会に連絡してください。

電話 34-2304

質問は出席者に限り FAX で 34-2090

4 その他

(1) 資源エネルギー庁の説明後に、東京電力ホールディングス㈱からの説明もあります。

(2) 出席時は検温、マスク着用など新型コロナウイルス感染予防対策をお願いします。

(3) 希望者多数の場合等、調整される場合があります。

(4) 後日、岩手県公式ホームページで動画が公開される予定です。

新型コロナウイルス感染症対策 岩手県地域企業経営支援金 の申請はお済みですか？

上限額は1店舗当たり30万円(8月～9月の岩手県緊急事態宣言期間を含んで申請する場合は40万円)です。

7月までの宣言期間を含まない期間で支給を受けている方は、宣言期間を含んだ対象期間で再度売上減少額を算定し、売上減少額が既に支給を受けた支援金額を上回っている場合には、変更申請を行うことができます。

☆支給対象者

1 対象業種

- ① 道路旅客運送業、道路貨物運送業
- ② 卸売・小売業
- ③ 宿泊業、飲食業、飲食サービス業
- ④ 洗濯・理・美容等生活関連サービス業
- ⑤ 廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他のサービス業など(詳しくはお問い合わせください)

2 岩手県内で事業を行っている中小企業者

※ 特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人なども申請できます。

☆ 売上減少要件

1 対象期間 令和3年4月～令和4年3月

2 売上減少割合

次の①・②のどちらかに該当

- ① いずれか1月の売上が前々年同期比で50%以上減少
- ② 連続する3か月の売上の合計が前々年同期比で30%以上減少

☆ 宿泊業の支給額は従業員数に応じて上限額が最大200万円まで段階的に引き上げられます

☆ 申請期限 令和4年3月18日(金)

☆ 申請・問い合わせ先

田野畑村商工会(電話 34-2304)

秋季全国火災予防運動

11月9日(火)～11月15日(月)

おうち時間 家族で点検 火の始末